

特別養護老人ホーム
弦巻の家

短期入所生活介護
(ショートステイ)
弦巻の家

事業継続計画 (BCP)
～災害 VER～

目次

1. 法人全体としての対応
 - (1) 対策本部の役割分担
 - (2) 情報の収集・伝達

2. 弦巻の家初動対応
 - (1) 発生時の対応
 - (2) 防災体制
 - (3) 入居者の安否確認
 - (4) 施設被害状況の把握
 - (5) 避難
 - (6) ご家族などとの連絡
 - (7) 職員の参集
 - (8) 関係機関との連携

3. 弦巻の家事業継続計画
 - (1) 策定方針
 - (2) 基本方針
 - (3) 想定リスクと被害想定
 - (4) 重要業務の被害想定と対応
 - (5) BCP の運用組織と役割の決定
 - (6) 災害時の施設への参集について
 - (7) 緊急時の BCP 発動

4. その他参考資料

1. 法人全体としての対応

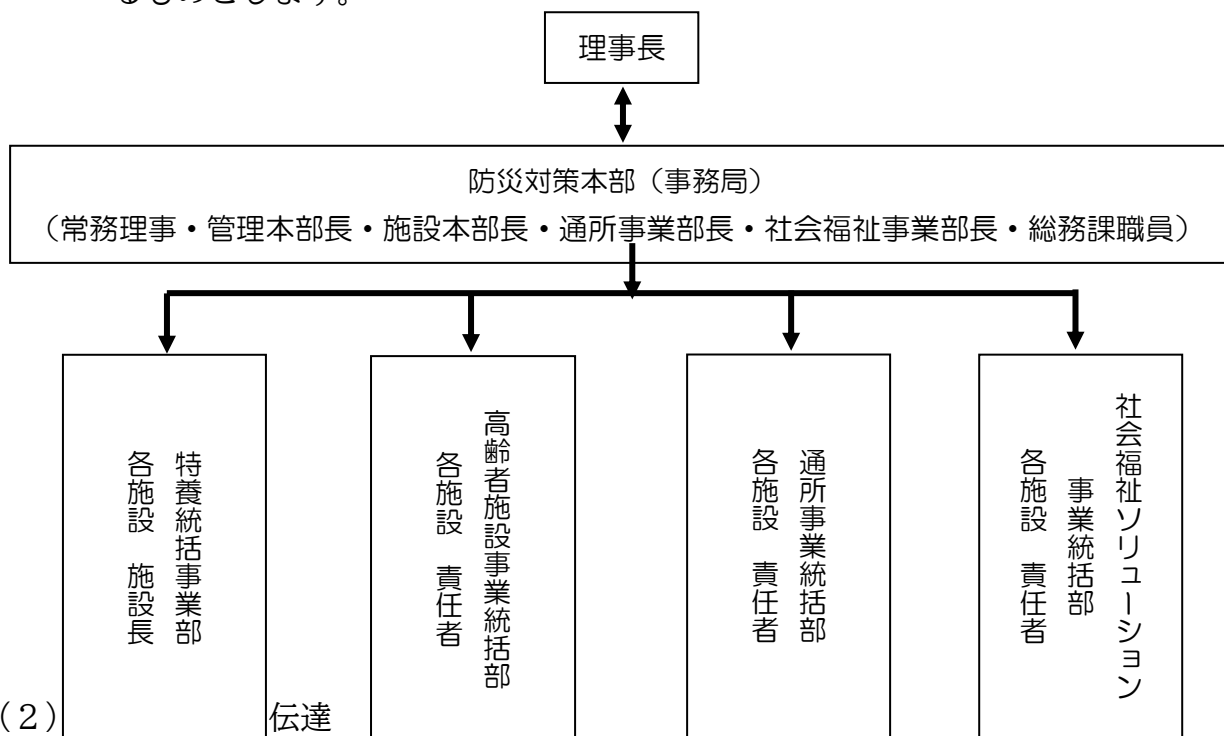
(1) 対策本部の役割分担

常務理事を対策本部長とし、施設長及びエリアにおける責任者を隊長とします。

- ・対策本部長は、隊長から受けた情報に対し、指示を出すとともに理事長に最新情報を逐一報告するものとします。
- ・隊長は担当施設、担当エリアの災害対策業務についての指揮を行い、情報を収集し対策本部長に報告します。

常務理事がすぐに対策本部長として出動できない場合は、

- ①管理本部長、②施設本部長、③通所事業部長、④高齢者福祉ソリューション事業部長（以降下図参照）で、常務理事が出動するまでの間、対策本部長代理を務めるものとします。



(2)

①防災連絡網の活用

災害時には、各課、各事業所で予め作成してある防災連絡網を活用して職員間の情報伝達を図るものとします。

電話（固定・携帯）が不通になった場合、職員向けには法人で貸与している携帯電話の「災害用伝言板サービス」を、ご家族などは「災害伝言ダイヤル」を活用して情報の伝達を図ります。

②安否確認

電話（固定・携帯）が繋がる場合は「防災連絡網」で、繋がらない場合はグループウェア（NI コラボ）、各種 SNS（SLACK、LINEWORKS、LINE、Facebook 等）及び法人貸与の携帯電話の「災害伝言板サービス」を活用し、職員、入居者の安否を予め作成した「伝言事項確認票」を用いて確認します。

③被害状況の把握

施設（建物）や設備・什器の被害状況把握に努めて下さい。この際「被害状況チェックリスト」を活用し、簡潔明瞭な報告ができるように努めて下さい。

※正確な情報を伝達するために、予め作成した「伝達事項確認票」をもとに報告します。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順	伝言の録音		伝言の再生	
① 171をダイヤル	171			
② 録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
	1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③ 被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0XX XXX XXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。				
④ メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX（暗証番号XXXX）の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直して下さい。		[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直して下さい。	
	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。どっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。どっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を遡返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
	伝言の録音		伝言の再生	
(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。		
⑤ 終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)


班長、各課リーダーや各課責任者は毎時00～10分（可能な限り）の間に定時報告し、対策本部からの連絡事項の確認を行います。

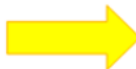

対策本部と隊長は毎時10～50分に報告の確認と連絡事項の検討を行い、毎時50～00分に連絡や指示を行います。


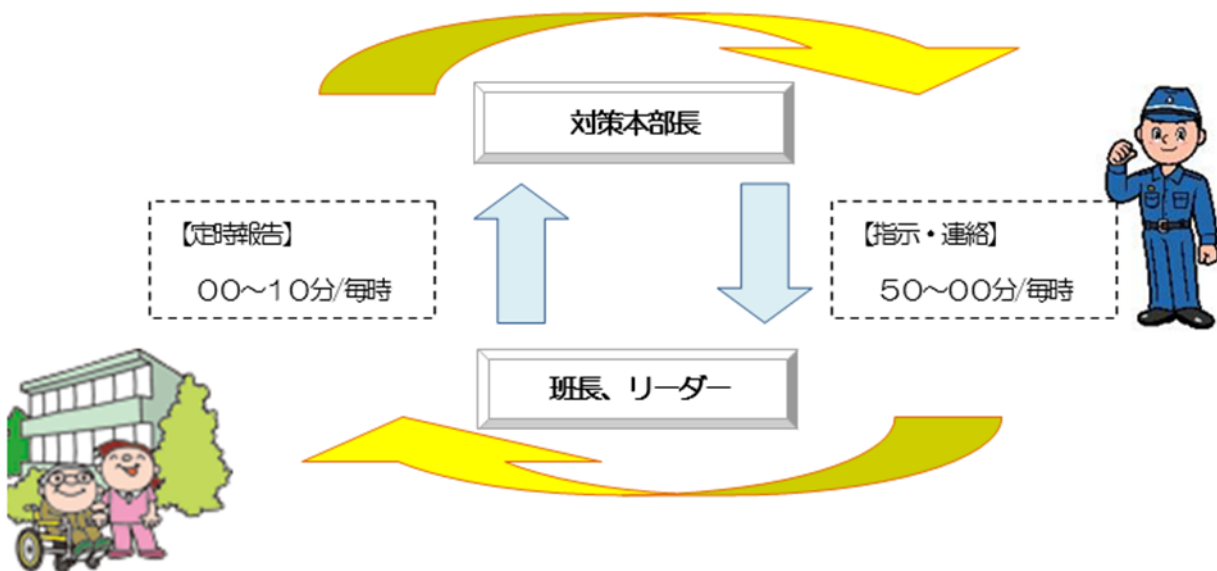
グループウェア（NI コラボ）の開放

通常時、グループウェア（NI コラボ）は事業所内でしか接続できないようになっていますが、事業所以外でも閲覧できるように対策本部で接続を解除します。

【定時報告】



00～10分/毎時	班長 各課リーダー 各課責任者 	対策本部長 隊長
10～50分/毎時	指示・連絡事項確認 定時報告確認	
50～00分/毎時	対策本部長 隊長 	班長 各課リーダー 各課責任者

※班長、各課リーダーや各課責任者又は班長、各課リーダーや各課責任者に任命された者は、対策本部への定時報告を専門に行います。

※詳しくは「管理本部 防災マニュアル」に記載

2. 弦巻の家初動対応

(1) 発生時の対応

①入居者等の安全確保

落下物などから入居者を守り、入居者を速やかに避難させられるよう準備をします。

②避難口の確保

居室ドア・窓や非常口を開放します。また、エレベーターやトイレなどの閉所に閉じ込められている入居者、職員などがいないか確認します。
※震度？以上の地震が起きた場合、全館のロックが自動で解除されます。

③火元の確認

厨房など火気を扱っている場合は消火し、ガスの元栓を閉じます。

(2) 防災体制

①班長

施設長が隊長となります。また、施設長不在時に災害が発生した場合に備え、リーダー、サブリーダーの中から隊長代行の優先順位を取り決めておきます。隊長は、施設内において災害時の指揮系統の中心となり、施設内の状況の把握に努め、対策本部長に状況報告を行います。

②通報連絡担当

自治体災害対策本部長、消防署、警察署などと連絡を取り、情報を入手し、隊長に報告します。

③初期消火担当

火元、ガス漏れの点検、火災が発生した場合の初期消火や防火に努めます。

④避難誘導担当

万一、建物に損傷があり、避難の必要が生じた場合に職員を指揮し、入居者を安全な場所へ避難させます。

⑤安全防護担当

施設や設備の被害状況を確認し隊長に報告します。

⑥応急救護担当

万一、負傷者等が出た場合は応急手当や病院などへの移送を行います。

(3) 入居者の安否確認

介護課リーダー、サブリーダーが入居者の安否を確認し対策本部長、隊長に報告するものとします。

隊長は速やかに入居者の安否の把握に努めるものとします。

(4) 施設被害状況の把握

①建物

「被害状況チェックリスト」を基に建物の被害状況をチェックします。

建物に損傷がある場合（損傷していると考えられる場合を含む）は、速やかに施工業者や関係機関に安全の確認を依頼し、事業運営に支障がないかの確認など損害状況を把握します。

②設備・什器

設備や什器の損害状況や設備の稼働状況を確認します。

(5) 避難

建物に損傷があり（損傷していると考えられる）サービスの提供を継続することに支障があると判断された場合は、地域の指定避難場所にあらかじめ確認しておいたルートで速やかに避難します。

その際、可能な限り、防災連絡網、入居者一覧、サーバーバックアップテープ、その他重要な文書を持ち出します。これらの持ち出し品は非常に重要なものであるため、持ち出した際は安全の確保に努めることとします。

(6) 家族などとの連絡

入居者の安否確認を行い、入居者のサービス提供に支障がないと判断できる場合は入居者の家族に安否の報告を行います。電話（固定・携帯）が不通になった場合は、あらかじめ家族などに周知した「災害伝言ダイヤル」を使用します。

(7) 職員の参集

施設内で予め決定した基準に基づき、応援が可能な職員を速やかに参集します。ただし、出勤する場合は、職員本人はもちろん家族や自宅が無事であることが前提となります。また、帰宅困難になった職員は、施設に72時間は待機できることとします。

(8) 関係機関との連携

①自治体・地域

予め隊長及び隊長代行者が把握している各自治体との相互応援協定に則って事業を運営します。協定により福祉避難所として指定されているため、必要に応じて避難者の受け入れ対応を行います。

②往診医・提携病院

【往診医・提携病院】

◆村田医院

村田昌隆先生

murata-clinic.net

〒154-0021 東京都世田谷区豪徳寺2丁目16-25 ~2.2 km

03-3425-2612

◆世田谷中央病院

米満祐一先生

www.setagaya-hp.or.jp

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷1丁目32-18 ~1.9 km

03-3420-7111

◆関東中央病院

公立学校共済組合関東中央病院

www.kanto-ctr-hsp.com

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀6丁目25-1 ~1.6 km

03-3429-1171

③警察

万一、入居者で行方がわからなくなった場合は、警察と連携して行方不明者の捜索にあたります。また、警察から情報提供の要請があった場合は、適切な対応を行います。

④消防

火災が発生した場合や発生しそうな場合など、消防と連携して消火・防火に努めます。

警察署

・世田谷警察署（管轄）

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目4

03-3418-0110（代表）

消防署

・世田谷消防署

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目33-21

03-3412-0119

3. 弦巻の家事業継続計画

(1) 策定方針

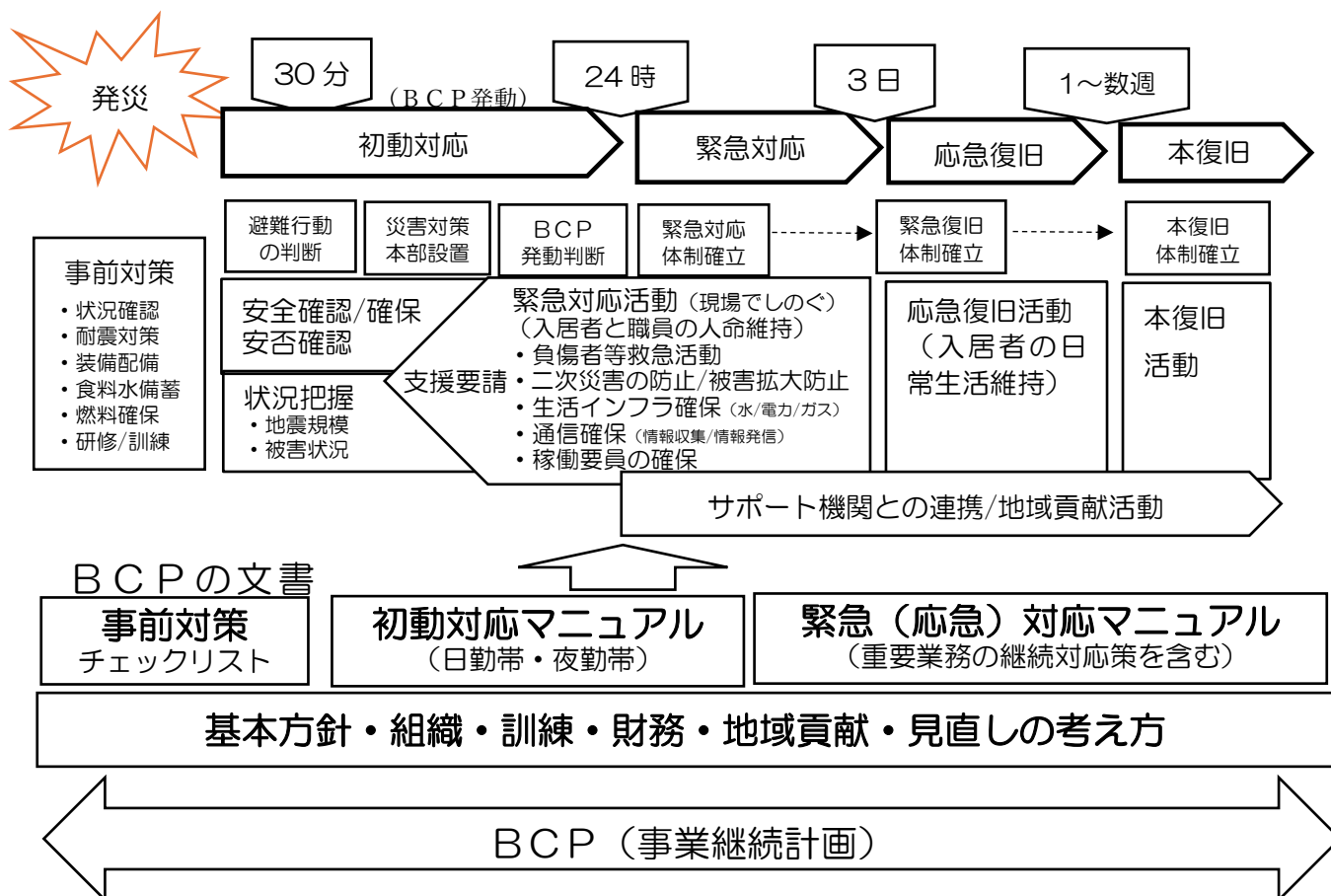
この事業継続計画（BCP）は、災害発生時に、そのときの限られた人員と資源で最も効果的に対応する基準を定めたものとします。このBCPに基づいて必要な備えと訓練を行い、万一の際に互いの連携のもと、効果的かつスムーズに対応できることを目的とします。

災害時においてもできるだけ事業継続していく体制を作り、弦巻の家がこの地域社会で一層信頼される「安心・安全の拠点」となることを目指します。

(2) 基本方針

- ①人命の安全確保：入居者、職員、施設内協力会社の職員の生命の安全確保を最優先とします。
- ②サービスの継続：入居者が日常生活を継続するためのサービス機能を維持します。
- ③二次災害の防止：火災の防止、建築物・構造物の周辺への倒壊防止など周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止の取り組みを行います。
- ④地域貢献：災害が発生した際は地域住民、行政、協力会社と連携し、可能な範囲で地域の被害の復旧に貢献していきます。

BCPの全体チャート



(3) 想定リスクと被害想定

①想定地震規模

本 BCP の発生想定としては令和 4 年度 4 月の東京都防災会議「首都直下地震による東京の被害想定」を参考とします。同報告書は東日本大震災を踏まえ、従前の首都直下地震としての「東京湾北部地震 (M7.3) が発生した場合の以下の想定被害を参考とします。

- ・ 気象条件、発生時刻
2 月の夕方 17 時、遅番帯に被災 (日勤者も在勤)
- ・ 都心から区部東部にかけては、最大震度 7 の地域。世田谷区は震度 6 強と予測。

②世田谷区弦巻地域の被害想定

i 震度 6 強 (津波の被害なし)

II 施設被害状況

- ・ 建屋被害：倒壊無し (建屋壁にヒビ、ガラスが割れる状況有)
- ・ ライフライン：東京都の被害想定と同等
- ・ 発災時間：17 時、日勤帯、遅番帯が在勤中
- ・ IT の使用環境：施設内ネットワーク環境が停止

III 施設へ参集可能な職員数 (参集可能職員 10%程度と予測)

IV 災害対策本部を発足 (職員が 4 名以上の場合)

V 立地地域被害状況 (世田谷区ハザードマップ参照)

VI 行政機関からの支援状況 (最低 3 日は支援なし)

VII 協力事業者の被害状況 (給食会社、配置医、薬局、産業廃棄物)

(4) 重要業務の被害想定と対応

①重要業務の決定

基本方針をもとに、災害時に弦巻の家の存続に関わる最も重要性の高い事業及びそれを構成する業務は何かを決定していきます。

i 入居者の日常生活維持サービスの中で優先度の高い業務

- ・ 入居者への食事サービス提供 (調理業務、食事介助、水分補給介助等)
- ・ 入居者への直接介助業務 (排泄介助、入浴介助等)
- ・ 入居者への医療行為について (医療処置、服薬等)
- ・ 入居者への間接介助業務 (洗濯、洗浄等)

II 管理部門における業務の中で優先度の高い業務

- ・ 入居者についての管理業務 (重要書類管理、データ管理等)
- ・ 経理業務 (現金管理等)
- ・ 施設管理業務 (各種設備の維持・管理業務、備品等の在庫、IT 機器の電源確保、エネルギー確保等)

III 地域対応業務の中で優先度の高い業務

- ・ 防災備蓄倉庫について (世田谷区)

②重要業務の被害想定と継続

決定した重要業務に必要な経営資源（人手、資源、情報、道具など）が平常時と比較して災害によって入手できない、あるいは使用できる資源の数量が制限される状況が想定されます。また、自宅被災や通勤手段がないことで施設に出勤できる職員が平常時より少なくなることが想定されます。

このため当該業務のサービスレベルを落とし、あるいは縮小して、最低限のレベルでサービスを実施する対応方法を検討します。

☆「重要業務の継続実施・縮小実施検討シート」の作成

- i 緊急時の重要業務の継続・縮小の考え方
- II 必要経営資源
- III 緊急時の対応内容
- IV 想定されるボトルネック
- V 総合所見

職員出勤率から弦巻の家サービス課業の優先順位について

「継続 ○」「代替 △」「中止 ×」

災害時の限られた人員や資源のもとで、優先的に実施する業務や代替もしくは中止する業務は以下のとおりとします。

*職員出勤率に関わらず停電時にはNS コールを使用できないため、センサー使用者はベッドより床対応とします。

	職員出勤率 30%未満 (1日目)		職員出勤率 約50% (2日目)		職員出勤率 約70% (3日目)	
食事	○	1日2食 備蓄食糧使用	○	1日2～3食 備蓄食糧使用	○	1日2～3食 備蓄食糧使用
排泄	△	厚めのオムツにて 回数減	○	ほぼ通常通り	○	ほぼ通常通り
医療	△	服薬 優先処置のみ	△	服薬 優先処置のみ	○	服薬 処置
入浴	×	体制改善されるまで なし	△	必要のある方から清拭	△	必要のある方から清拭
口腔ケア	×	体制改善されるまで なし	△	必要のある方から介助	△	必要のある方から介助
リハビリ	×	中止	△	褥瘡予防 拘縮予防	△	褥瘡予防 拘縮予防
シーツ交換	×	中止	△	汚れが目立つ 物のみ	△	汚れが目立つ 物のみ
清掃	×	中止	×	中止	△	汚れが目立つ 場所のみ
洗濯	×	使い捨て可能な物から 使用	×	使い捨て可能な物から 使用	×	使い捨て可能な物から 使用
余暇活動	×	中止	×	中止	×	中止

(5) BCP の運用組織と役割の決定

災害時等の緊急時において、BCP の発動並びに発動後の対応体制を決めておきます。

①災害対策本部の班構成と役割

i 隊長（施設長）※不在の場合は副施設長⇒支援課長⇒介護課長の順で代行します。

（役割）BCP発動と終了など施設全体としての行動についての意思決定と目的達成に向けてのリーダーシップを発揮します。各班の調整、地域等外部との調整、法人の災害対策本部との連携全般の責任を担います。

II 介護班（介護課長）※不在の場合は介護主任⇒介護主事の順で代行します。

（役割）入居者の介護サービス全般について担当します。

III 総務班（副施設長もしくは支援課長）※不在の場合は施設長が代行

（役割）災害と地域被災情報の把握、職員等の安否確認、家族からの問い合わせ対応、帰宅困難者対応、各班への情報提供を担当します。

IV 設備・物資班（副施設長もしくは総務課長） ※不在の場合は施設長が代行

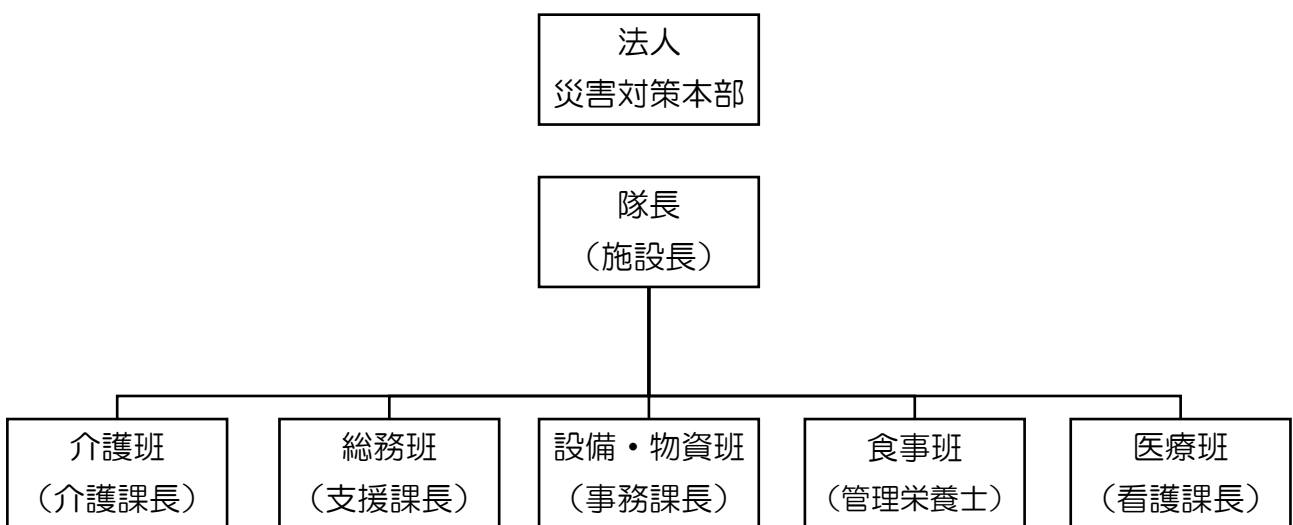
（役割）施設内の設備管理、食料、水、紙おむつなど設備物資の在庫管理、自治体からの給水・支援物資の確保について担当します。

V 食事班（管理栄養士） ※不在の場合は給食委託会社の栄養士が代行

（役割）備蓄食料を調理し、入居者及び職員へ食事を提供するとともに、入居者の栄養管理について担当します。

VI 医療班（看護課長） ※不在の場合は看護主任が代行します。

（役割）入居者に対し医師と連携した医療・救護看護を実施し、入居者の医療処置・服薬管理について担当します。



(6) 発災時の施設への参集について

発災時には、施設内から各職員に連絡指示する余裕がないこと。また、通信手段が利用できなくなることを前提に考えておきます。基本的には施設立地地域で震度5強以上の一定規模の地震が発生した場合、職員が直ちに施設に参集するために駆け付け参集する行動基準を決めておきます。

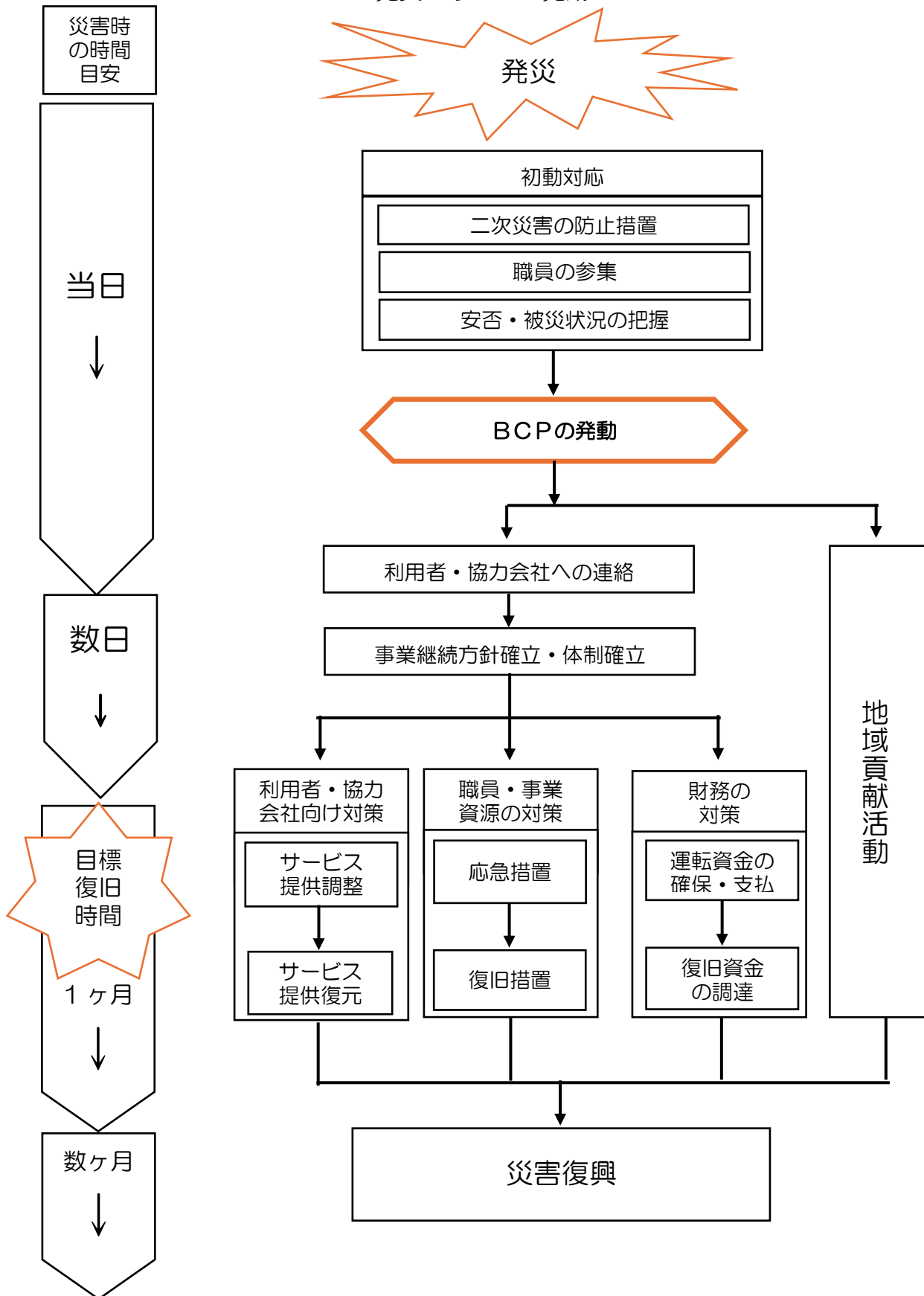
発災時職員参集の行動基準

区分	日勤時間帯		夜勤時間帯	休暇中
	勤務中	通勤・出張外出中		
施設長 (施設運営責任者)	災害対策本部の役割を担う	安全確認し出勤/施設に戻る	安全確認し出勤	安全確認し出勤
各課責任者	災害対策本部の役割を担う	安全確認し出勤/施設に戻る	安全確認し出勤	安全確認し出勤
各ユニットリーダー	各自のユニットの担当業務を実施する	安全確認し出勤/施設に戻る	安全確認し出勤	安全確認し出勤
上記以外の一般職員	各自のユニットの担当業務を実施する	安全確認し出勤/施設に戻る	安全確認し出勤	安全確認し出勤

(7) 緊急時のBCP発動

発災時の緊急時における時間経過に伴う一連のフローを作成し初動対応からBCP発動までのフローを明示します。

発災からBCP発動フロー



初動対応の基本業務フロー

業務フローのポイント	説明	備考
<pre> graph TD A[地震発生] --> B[地震から身を守る] B --> C[周囲の安全を確保し 二次災害を防止する] C --> D[入居者の安否確認を 行う] D --> E[緊急的に状況を 把握する] E --> F{施設内に 残れるか} F -- NO --> G[「駒沢オリ ンピック公 園」の避難所 へ退避] F -- YES --> H[緊急対応体制の確立 (災害対策本部立上げ)] H --> I[責任者へ 一報する] I --> J[通信手段と 情報収集手段の確立] J --> K[安否確認] K --> L[状況を関係機関に 連絡する] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>身の安全の確保 <input type="checkbox"/>危険な状況からの回避 <input type="checkbox"/>身の周りの負傷者救出 <input type="checkbox"/>入居者を安全な場所へ移動 <input type="checkbox"/>火災発生した場合は初期消火 <input type="checkbox"/>入居者の安否確認 <input type="checkbox"/>ナースコールの起動確認 <input type="checkbox"/>建屋内の利用者、職員の安否確認、救出、応急手当て及び安全の確保 <input type="checkbox"/>建屋の被災状況と安全性の確保 <input type="checkbox"/>立地する地域環境の状況把握 <input type="checkbox"/>地震の震源地・規模等情報収取 <input type="checkbox"/>施設外に避難を実施するか否か判断 <input type="checkbox"/>職員の施設への参集 <input type="checkbox"/>本部長（責任者）の確認 <input type="checkbox"/>本部長による災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/>勤務可能な職員へ役割分担の決定（班毎の責任者/優先順序の決定） <input type="checkbox"/>継続的な通信手段と情報収集手段を確保 <input type="checkbox"/>入居者の安否確認と被災状況把握 <input type="checkbox"/>職員の安否確認と出勤可能状況の把握 <input type="checkbox"/>関係機関に被災状況を連絡 <input type="checkbox"/>応援要請の発信 <input type="checkbox"/>行政機関等支援の情報収集 	<p>原則として施設内を事業拠点とする。</p> <p>責任者参集、あるいは夜間帯でも職員が4名以上いるなら本部を立ち上げる。</p> <p>※1 責任者不在時、施設長等責任者へ状況を連絡し指示を受ける。</p>

緊急対応の基本業務フロー

業務フローのポイント	説明（チェック項目）	備考
<pre> graph TD A[緊急対応体制] --> B{※1 BCPを 発動する} B -- NO --> C[通常業務 体制で対 処する] B -- YES --> D[緊急対応体制の 確認/再編成] D --> E[情報収集と 通信手段の確保] E --> F[緊急対応についての 方針決定] F --> G[事業のインフラ 環境を整備する] G --> H[サービス提供継続の 必要な資源を確保する] H --> I[事業継続に必要な連 携体制を確立する] I --> J[地域へのサポート 実施（地域貢献）] J --> K[サービス提供 実施の継続] K --> L[本復旧に向けた 検討の準備] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地震による事業環境の被災状況及び自施設の被災状況からBCPを発動して対処するかの判断を実施 <input type="checkbox"/>職員体制、本復旧時の担当、応援者、業務の優先などを考慮し、適切な体制を編成 <input type="checkbox"/>情報収集と外部と通信する継続的な手段を確保 <input type="checkbox"/>地震の規模、被災状況からマニュアルに事前に決めてある方針を適宜修正し確認 <input type="checkbox"/>建屋内の必要な補強等の安全措置を実施し、電気、水などを所定期間に対応する必要な量を確保 <input type="checkbox"/>簡易トイレ等の衛生環境を確認 <input type="checkbox"/>食事提供に必要な資源を確保 <input type="checkbox"/>紙おむつなど必要な量を確保 <input type="checkbox"/>入居者常用薬など医薬品を確保 <input type="checkbox"/>必要な現金など運転資金を確保 <input type="checkbox"/>診療所等の医療専門家、協力事業者、社協からのボランティアなどからの支援を確認 <input type="checkbox"/>地域住民の受入れや支援内容を確認 <input type="checkbox"/>所定期間、入居者へサービスを提供 <input type="checkbox"/>入居者家族等とのコミュニケーション手段を確立 <input type="checkbox"/>本復旧検討に必要なメンバーの確保や情報収集を開始 	<p>※1 被災状況から判断し、業務の復旧見込期間が「予め決めてある基準」を超えると予測する場合には、BCP発動を行う。</p> <p>※2 原則として建屋内を事業拠点とする。</p>

区分名				
重要 業務	業務名		目標復旧時間	
	業務内容		復旧準備時間	
緊急時の重要業務の継続・ 縮小の考え方				

必要経営資源		緊急時の対応内容	想定されるボトルネック	備考
職員等	人数			
	スキル			
所要 資源	資材 (消耗品)			
	ツール			
電力	商用電源			
	蓄電池			
ガス				
水	上水			
	生活用水			
	発生下水			
発生廃棄物				
情報	データ			
	紙文書			
IT	ソフト			
	ツール			
通信	電話			
	メール (LINE)			
	その他			
外部 連絡先	配置医等			
	給食業者			
	資材仕入先			
外部 支援者	ボランティア			
	その他			
総合所見				

GooglePlay ダウンロードページ play.google.com/store/apps/details



AppStoreダウンロードページ itunes.apple.com/jp/app/id750726964

防災地図アプリの主な機能

- ・ GPS による現在地表示機能
- ・ 目的地案内機能（現在地から目的地までの経路と直線距離の表示）
- ・ 周辺検索機能（地域避難所、自主避難所、広域避難場所、一時滞在施設、土のう設置場所、AED 設置公共施設、警察署、消防署、医療救護所、給水拠点）
- ・ 施設詳細情報の確認（避難所の開設状況含む）
- ・ 地図レイヤー機能（防災マップ、水害・土砂災害ハザードマップ・一時滞在施設マップ）
- ・ 雨量情報、台風情報表示機能
- ・ 区からのお知らせ受取り
- ・ 安否確認機能
- ・ 防災啓発冊子閲覧

防災地図アプリの概要

アプリには GPS による現在地表示機能があり、区内にある避難所や土のう設置場所、公共施設に設置されている AED などを検索し、経路の案内を表示することができます。また、雨雲レーダーや台風の進路、各種ハザードマップを地図に重ね合わせて確認することができます。さらに、避難所の開設状況を確認することもできます。

災害時には、プッシュ通知（注記 1）で避難をお知らせする情報などを発信します。また、災害時の心得や安否確認方法などの役立つ情報も閲覧できます。

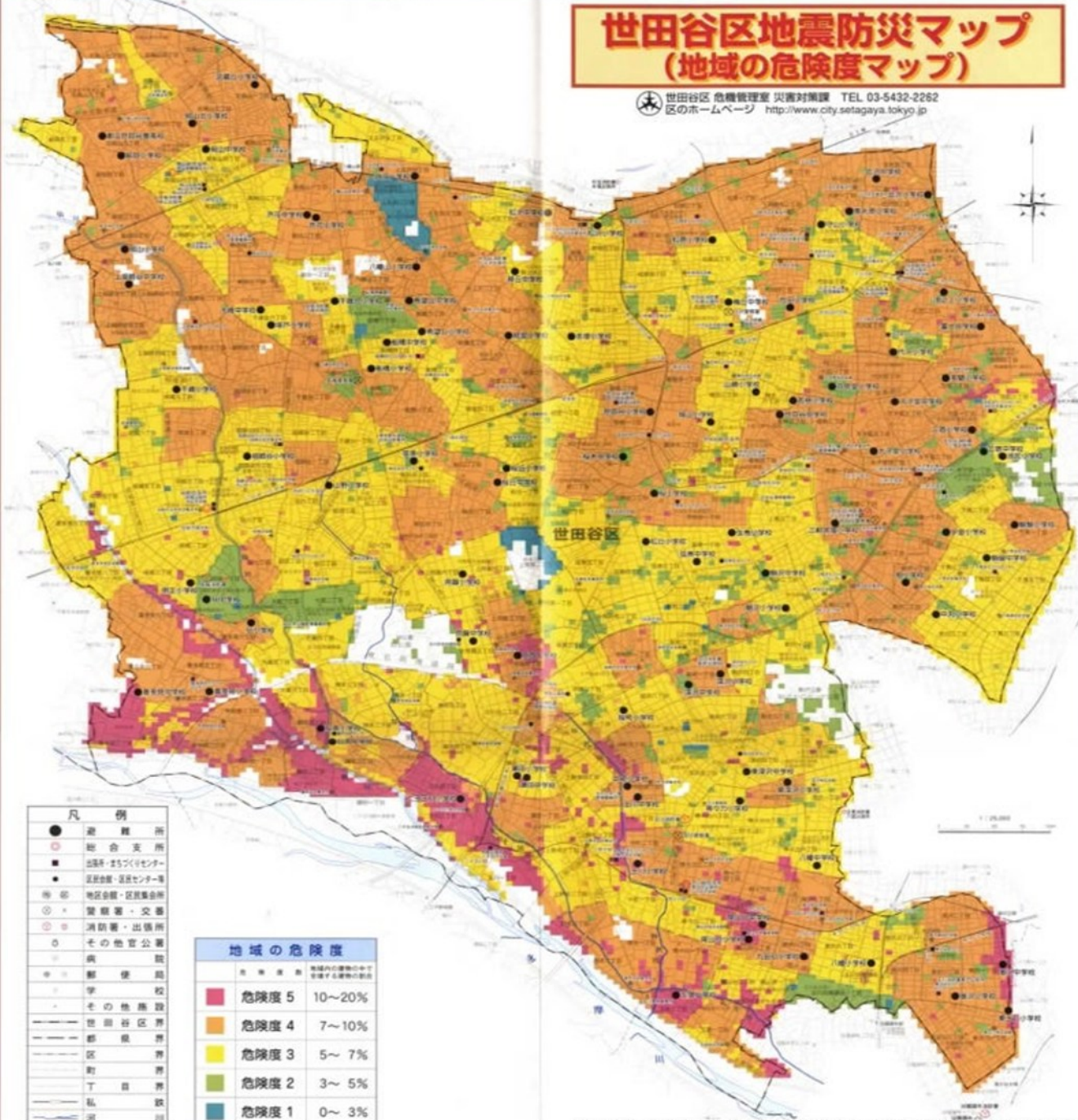
あらかじめダウンロードしておくことで、インターネット通信ができない状態でも、地図情報を表示したり、GPS 機能を使って避難所への方向を確認することができます。

注記 1：プッシュ通知とは、プッシュ通知設定を ON にしておくことで、アプリを使用していない時

この地図の作成にあたっては、国土院の地図データ、国土地理院の承認を得て、地図製作の許可を申請し、地図情報を利用した。 (承認番号 甲の国地特 第401号)

世田谷区地震防災マップ (地域の危険度マップ)

世田谷区 危機管理室 災害対策課 TEL 03-5432-2262
区のホームページ <http://www.city.setagaya.tokyo.jp>



凡 例

- 建 物 所
- 社 会 支 所
- 出 発・ま づ け (センター)
- 区 民 会 館・運 送 セ ン ター
- 地 区 会 館・区 民 会 館
- 学 校
- 火 災 防 護 署・交 通 署
- 消 防 署・出 張 所
- その他 官 公 署
- 病 院
- 郵 便 局
- 学 校
- その他 施 設

世田谷区界
町界
丁目界
私 鉄
河

地域の危険度

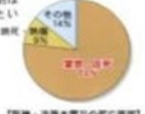
危険度	危険度	地域内の建築物の中で 想定される被害の割合
危険度 5	10~20%	
危険度 4	7~10%	
危険度 3	5~7%	
危険度 2	3~5%	
危険度 1	0~3%	

この「地域の危険度マップ」の解説は、「住宅における地震被害軽減に関する検討」(2004年・内閣府)を参考として作成しています。
(http://www.bousai.go.jp/ohsaike/s16-040825_sakaku/shohp.pdf)

地域の危険度マップとは?

● **地域の危険度マップとは?**
地域の危険度マップは、地震による揺れによって発生する建物被害の分布を、相対的に表したものです。具体的には、「揺れやすさマップ」で示した強さの揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を「危険度」として表しています。この「危険度」は、50mメッシュ単位で分割した地域に建っている建物の中で、全壊する建物の割合により算定しています。危険度の数値が大きくなるほど地域の建物を受ける被害が大きくなります。

● **地震による死亡・ケガの原因は何?**
阪神大震災での死者のうちの約8割は地震直後の家具、建物による圧死といわれています。



皆さんの生命・財産を守るためには、**住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。**

建物の耐震化が重要です

● **木造住宅・非木造住宅等の耐震化を支援します**
昭和56年5月31日までに建築確認を得て着工した建築物を対象に、下記の耐震支援事業を実施しています。

- 木造住宅の無料耐震診断助成
 - 早急建てまたは2階建ての木造在来工法による戸建住宅、長屋、共同住宅(要約50坪以下)1戸口毎補助(10万円)
- 木造住宅の耐震改修工事の一部助成
 - 国土の耐震改修助成金等を利用し、耐震補修工事が必要と判定された住宅
 - 建築基準法中へ違反していない建築物
- 非木造住宅等の耐震診断の一部助成
 - アパート住宅、非木造住宅、50㎡以上かつ1,000㎡以上)・特定建築物、50㎡以上かつ重要な特定建築物、自動車販売店等以外の付帯マンション・緊急輸送道路沿いの付帯マンション・特定建築物
- 非木造住宅等の耐震改修計画・設計、工事一部助成
 - 国土の助成を受けて耐震診断を行った結果、「耐震性が劣ると判定された建築物」
 - 建築基準法中へ違反していない建築物
- 付帯マンションの耐震改修アドバイザー派遣制度
- 木造住宅耐震改修診断助成
 - 国土の耐震改修助成金等を利用し、評価がC未満になった木造住宅
- 近隣の耐震診断に協力する支援事業
 - 助成金・多額助成金・要約50坪以下の方がお住まいの世界を対象に、家具の転倒防止器具貸付の支援を行っています。

詳しくは、都市整備部建築管理課耐震課(電話:5432-2466、区役所第1庁舎4F)までお問い合わせください。

家具などの地震対策も重要です

● **家具や家電製品の地震対策を**
住宅の全壊を免れても、ガラスの瓶やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んできるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。

新築中・中古地震においても負傷者の約5割はガラスの瓶や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- 固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- 食器等の収納物が飛散することのないよう、扉の開閉を強く器具を取り付ける。
- 床に敷く食器や花瓶類の滑り止め、家具や家電製品をなるべく揺れない。
- 家具の中では、下に重いもの、上に軽いものを入れる。
- ガラス類には飛散防止フィルムを貼る。

防災用品あつせん
世田谷区では、家具転倒防止板やガラス飛散防止フィルムをはじめ、保存食、寝具トイ、避難グッズセットなど、さまざまな防災用品を区民の皆さまに提供しています。詳しくは、危機管理室災害対策課(電話:5432-2262~2266)までお問い合わせください。

世田谷区洪水ハザードマップ (全区版)



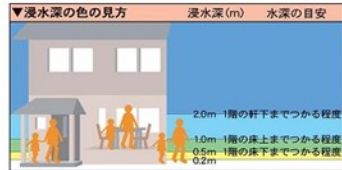
避難所一覧

避難所名	所在地	避難所名	所在地
赤塚小学校	赤塚1-11-24	榎戸小学校	千歳台6-7-1
旭小学校	野沢1-4-3	張巻小学校	張巻1-3-15
池尻小学校	池尻2-4-10	張巻2小学校	張巻1-4-22
池之上小学校	代沢2-42-9	等々力小学校	等々力7-20-1
梅丘小学校	松沢6-5-11	三軒茶屋小学校	三軒茶屋1-4-1
光沢小学校	船橋1-1-1	中町小学校	中町4-23-1
奥沢中学校	奥沢1-42-1	野沢小学校	野沢3-34-16
尾山台小学校	尾山台3-11-1	八幡山小学校	八幡山1-14-1
尾山台中学校	尾山台3-27-23	代田小学校	代田1-13-9
上北沢小学校	上北沢4-22-29	東大沢小学校	大沢1-4-6
上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	東深沢小学校	奥沢1-1-1
高山北小学校	高山6-3-1	深沢小学校	深沢3-7-1
高山小学校	船橋2-1-1	東深沢中学校	深沢4-18-28
高山中学校	南高山4-26-1	新町小学校	新町1-4-24
北沢小学校	北沢4-32-20	深沢中学校	新町1-26-29
北沢中学校	北沢5-12-3	高志中学校	代沢1-23-17
結小学校	喜多見6-9-1	船橋小学校	船橋4-41-1
結中学校	成城1-10-1	船橋中学校	船橋4-20-1
希望小学校	船橋4-9-1	船橋小学校	船橋3-23-12
希望中学校	船橋6-25-1	松丘小学校	赤塚4-44-22
船田小学校	船田4-24-1	松丘中学校	赤塚4-44-2
京西小学校	用賀4-27-4	松沢小学校	松沢4-5-2
輝堂小学校	板上月1-23-3	松原小学校	松原5-43-26
九品仏小学校	奥沢8-12-1	玉川小学校	玉川1-12-6
駒沢小学校	駒沢2-10-6	三軒茶屋小学校	三軒茶屋1-3-43
駒沢中学校	駒沢2-39-25	三軒茶屋2小学校	板上月3-19-12
下馬小学校	下馬1-42-12	城山小学校	北角山1-47-11
駒留中学校	下馬4-18-1	明正小学校	成城3-3-1
桜丘小学校	桜丘1-19-17	山手小学校	代田6-21-5
桜丘中学校	桜丘2-1-39	世田谷小学校	宮城1-38-4
桜木中学校	桜木1-48-15	世田谷中学校	宮城5-27-18
桜小学校	世田谷2-4-15	瀬田小学校	瀬田2-15-1
希望小学校	船橋4-9-1	瀬田中学校	瀬田2-17-1
船橋小学校	船橋5-19-1	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1
三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	太子堂小学校	太子堂5-7-4
城山小学校	城山2-1-11	太子堂中学校	太子堂3-27-17
世田谷小学校	宮城1-38-4	代田小学校	代田4-2-3
世田谷中学校	宮城5-27-18	玉川小学校	中町2-29-1
瀬田小学校	瀬田2-15-1	玉川中学校	中町4-21-1
瀬田中学校	瀬田2-17-1	多摩小学校	成城2-26-11
祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	千歳小学校	千歳6-9-1
太子堂小学校	太子堂5-7-4	千歳中学校	千歳台4-24-1
太子堂中学校	太子堂3-27-17	千歳中学校	千歳台6-15-1
代田小学校	代田4-2-3		
玉川小学校	中町2-29-1		
玉川中学校	中町4-21-1		
多摩小学校	成城2-26-11		
千歳小学校	千歳6-9-1		
千歳中学校	千歳台4-24-1		
千歳中学校	千歳台6-15-1		

※避難にあたっては、裏面に記載されている避難所の注意書きを必ず読んで、浸水の程度や周囲の状況を充分確認し、冷静に避難しましょう。

<臨時に異地的な集中避難が発生した場合の避難所について>
世田谷区洪水ハザードマップでは、概算的約400~約500戸以内の記録的な大雨が降った場合を想定し、浸水リスクを考慮しております。このような大雨の場合、主に近隣小学校を避難所とすることとなります。
しかしながら、想定雨量に達しない場合であっても、集中避難等により臨時に異地的な浸水が発生する恐れがあります。
こうした時は、状況に応じて地域の区民センターや地区会館、区民集会所等を避難所として開設します。

凡例	
避難所	●
総合支所	○
出張所	■
区民会館・区民センター等 地区会館・区民集会所	●
河	〰
水の深さ2.0m以上	■
水の深さ1.0m~2.0m	■
水の深さ0.5m~1.0m	■
水の深さ0.2m~0.5m	■
立体交差車道(地下式)	□
警察署・交番	⊗
消防署・出張所	⊗
公共施設	○
世田谷区界	—
都区界	—
区界	—
丁目界	—
私	—



©2018 東京都世田谷区建設局。この図は、東京都世田谷区建設局の著作権により保護されています。

東京都世田谷区建設局 111-1111 東京都世田谷区建設局 1111-1111

改定 改版	制定改定年月日	改定事由	作成者
初版	2023年8月1日	弦巻の家開所	藤巻佳祐
改定	2025年10月1日		藤巻佳祐